

FSC 日本国内森林管理規格第 1-1 草案 (D1-1)

フィールドテスト報告書

フィールドテスト実施地：四万十町森林組合（高知県四万十町）

フィールドテスト実施日：2016 年 11 月 28～30 日

報告書作成日：2017 年 1 月 10 日

内容

はじめに	2
1. 審査概要.....	3
1.1. 審査対象範囲.....	3
2. 審査プロセス.....	7
2.1. 使用審査規格.....	7
2.2. 審査チームと経歴・資格	7
2.3. 審査日程.....	8
2.4. 評価方針.....	9
2.5. 訪問した森林管理区画(FMU)のリスト.....	9
3. 組織の背景情報	10
4. 評価の結果概要	11
4.1. 特定された指標の問題点	11
4.2. 全体的コメント	19

はじめに

本報告書は、FSC 原則と基準第 5 版及び国際標準指標(IGI)に基づく日本国内規格作成のプロセスの一環として行われたフィールドテストの内容や結果を記録するものである。このフィールドテストは FSC-PRO-60-006 V2-0「FSC 原則と基準第 5-1 版に基づく国内森林管理規格の策定とトランスファー」手順に従い、森林管理組織の協力の下、森林管理事業体 FSC ジャパン、国内規格策定グループ、FSC 認証機関によって行われた。

本フィールドテストの目的は、これまでに作成された草案を実際に使用して模擬審査を行うことにより、国内指標の妥当性や現実性を評価し、より良い規格を作るための提案を行うことである。

1. 審査概要

審査日程	2016 年 11 月 28～30 日		
対象事業体	四万十町森林組合	認証コード	SA-FM/COC-001643
使用基準	FSC 日本国内森林管理規格第 1-1 草案		
目的	FSC 日本国内森林管理規格策定のため、FSC の国内規格策定の手順に従い、草案を使って実際の審査を行い、これまで作成された草案の指標の妥当性及現実性を評価すること。		
事業体連絡先	住所：〒786-0301 高知県高岡郡四万十町大正 475-2		
	担当者：企画・営業部 小野川 拓治 氏		
	電話： 0880-22-0305	Fax: 0880-27-1545	
	E メール： shinrin@mb.inforiyoma.or.jp		
	ホームページアドレス：http://www.shimantohinoki.or.jp		
FSC ジャパン側担当者	氏名： 三柴ちさと	役職： 指針・規格コーディネーター	
	電話： 080-2021-9161	E メール： ctomimura@forsta.org	
場所	高知県高岡郡四万十町		

1.1. 審査対象範囲

A.森林地域の範囲			
認証タイプ	グループ認証		
グループ または複数 FMU	グループメンバー数		380
	森林管理区画(FMU)総数： (該当する場合は以下にリストすること):		380
	認証範囲に含まれる森林管理区画(FMU)面積分類		
		FMU の数	FMU の総森林面積
	< 100 ha	376	4694.23 ha
	100 – 1000 ha	4	730.33 ha
	1000 – 10 000 ha		
	> 10 000 ha		
	SLIME FMUs		
単独/複数 FMU 認証: 認証範囲に含まれる FMU のリスト：			
FMU 名		面積	森林タイプ
			場所（緯度・経度）

B. FSC/CoC 範囲に含まれる FSC 製品カテゴリー (FSC-STD-40-004a)			
☒	Level 1	Level 2	樹種
☒	W1 Rough Wood 原木		スギ (Cryptomeria japonica) ヒノキ (Chamaecyparis obtusa) クヌギ (Quercus acutissima) コナラ (Quercus serrata) クリ (Castanea crenata)
☐	W2 Wood charcoal		
☐	W3 Wood in chips or particles		
☐	W4 Impregnated/treated wood		
☐	W5 Solid wood (sawn, chipped, sliced or peeled)		
☐	Non Wood Forest Products		
☐	other		

D. 森林管理区画情報	
森林気候区分	温帯
森林タイプ認証森林面積	
• 自然林	2183.37 ha
• 人工林	3241.22 ha
流域及び水域	直線 km

E. 森林域の分類			
認証総面積			5424.56 ha
1. 総森林面積			5424.56 ha
a. 生産林総面積		3368.09 ha	
b. 非生産林総面積（伐採なし）		ha	
● 保護林面積（厳重な保護区域）	ha		
● 特用林産物やサービスのためだけに管理され、伐採から保護されている面積	2056.47 ha		
● その他の非生産林	ha		
2. 非森林域総面積（例：湖沼、湿地、草原、岩石の露出など）			0 ha
F. 保有権/管理形態の分類			

保有権	私有・公有
管理権（個人、公営、共同等）	個人
G. 森林更新	
自然更新による生産林総面積	126.87 ha
植林により更新される生産林総面積	3241.22 ha
他の更新方法、または異なる更新方法を混合して更新されている生産林総面積(説明すること)	ha

H. 労働者		
正規職員、パート、季節労働者を含む労働者の数		
労働者総人数	54 人	
• フルタイム職員	男性 42 人	女性 12 人
• 従業員	男性 87 人	女性 7 人
作業現場での労働者の飲料水へのアクセスの有無	☒ YES	☐ NO
フルタイム職員は一日 2 ドル以上稼いでいるか	☒ YES	☐ NO
重大事故の数（直近 12 か月）	0	
死亡事故の数（直近 12 か月）	0	

I. 組織による HCV 評価で確認された高い保護価値			
コード	HCV タイプ ¹	説明	面積
HCV 1	世界的、地域的、全国的に生物多様性の価値が非常に高いエリア（例：固有性、絶滅危惧種、退避地）		0 ha
HCV 2	管理ユニットに世界的、地域的、全国的に非常に広大な景観レベルの森林を含むまたは管理ユニットがその中に含まれ、少なくともほとんどの自然に生息している種の生存能力のある群が、自然な分布パターン、豊かな状態で存在しているエリア		0 ha
HCV 3	稀少種、絶滅が危惧される生態系を含む、またはその中にあるエリア		0 ha
HCV 4	危機的な状況において基本的な自然の機能を果たす森林エリア(例 水源涵養、土壌流出防止)。		0 ha
HCV	地域社会の基本的ニーズを満たすために欠かせない森		0 ha

¹ The HCV classification and numbering follows the ProForest HCVF toolkit. The toolkit also provides additional explanation regarding the categories. Toolkit is available at <http://hcvnetwork.org/library/global-hcv-toolkits>.

5	林エリア（自給自足、健康など）.		
HCV 6	地域社会の伝統的・文化的アイデンティティにとって非常に重要な森林エリア(地域社会と協力して特定した文化的、生態的、経済的、宗教的に重要なエリア).		0 ha
先住民及び地元住民にとって重要なサイトの数			0

2. 審査プロセス

2.1. 使用審査規格

FSC 日本国内森林管理規格第 1-1 草案

本草案は、2015 年秋より FSC 本部にも登録された規格策定グループ(SDG)を中心に、専門家や利害関係者の意見を基に作成されたものである。2015 年 9 月から 11 月に行われた討論会での意見を基に SDG で練り上げた第 1 草案に対して、2016 年 6 月 7 日から 8 月 6 日まで第 1 回パブリックコンサルテーションを行った。本 1-1 草案は、このパブリックコンサルテーションで集められた意見を暫定的に反映したものである。時間の制約から SDG で十分議論されておらず、本草案に反映しきれていない意見もあるが、これは本フィールドテストを含む 2 回のフィールドテスト、及びその後の SDG の議論で議論を重ねていくものとする。

2.2. 審査チームと経歴・資格

氏名	経歴・資格	役割
小川 直也 Naoya Ogawa	アマタ株式会社所属、森林認証事業の主任審査員。FSC 森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。	主任審査員 (チームリーダー) Lead auditor
佐々木 彩 Aya Sasaki	2000 年大学院森林関係修士課程修了、2000 年～2007 年地方公共団体にて林務関係業務に携わる。2007 年から現在に至るまで、SGS ジャパン(株)にて森林認証 FM 及び CoC 審査業務に従事。FSC、SGEC、PEFC の主任審査員として多くの審査を担当。	審査員 Auditor
太田 猛彦 Takehiko Ohta	東京大学名誉教授。東京農工大、東京大学、東京農業大学で森林環境学、森林水文学、治山・砂防学の研究・教育に約 40 年間携わる。砂防学会、日本森林学会、日本緑化工学会の会長および日本学術会議会員を歴任。多くの国や都県の関連行政機関と協働。FSC ジャパン代表、かわさき市民アカデミー学長、さいたま緑のトラスト協会理事長。FSC 日本国内規格策定グループメンバー(環境分会)として本フィールドテストに参加。	オブザーバー
三柴 ちさと Chisato Mishiba	2008 年米国イェール大学森林科学修士課程修了。環境コンサルタントを経て認証機関レインフォレスト・アライアンスの森林管理合法性検証、FSC FM 認証の審査員としてアジア・太平洋地域諸国にて認証審査に携わる。2014 年 7 月から FSC ジャパンにて日本国内での指針・規格に関連する業務を担当。	オブザーバー

2.3. 審査日程

日付 Date	時間 Time	活動内容 Activity	場所 Place
2016 年 11 月 27 日	19:00	審査チーム集合	高知空港
	21:00	審査チーム到着、打ち合わせ	宿泊先
11 月 28 日	9:00	オープニングミーティング	四万十町森林組大正支所
	10:00 ～ 17:00	書類審査/林地訪問/利害関係者聞き取り	認証林地等
11 月 29 日	9:00 ～ 12:00	林地訪問、利害関係者聞き取り	管理区画等 (希ノ川宮ノ谷(町有林)、結の森看板、整備場)
	13:00 ～ 18:00	書類審査、職員聞き取り	四万十町森林組大正支所
11 月 30 日	9:00	書類審査、職員聞き取り	四万十町森林組大正支所
	15:00	クロージングミーティング	四万十町森林組大正支所
	16:00	四万十町発	四万十町
	18:00	高知空港着 審査チーム解散	高知空港

2.4. 評価方針

FSC 国内規格策定の手順により、全ての指標について評価することが求められている。

しかし、限られた時間内で全ての指標を万遍なく網羅するのは難しいため、あらかじめ既存の認証機関の暫定規格とのギャップを特定し、また、審査員がフィールドテストで特に注意が必要だと思う指標を洗い出し、それらの指標を優先した。

また、四万十町森林組合は、管理している林地の一部のみを認証範囲に含めている、部分認証だったが、認証範囲に含まれている林地以外のところでも認証規格を適用できるか評価するため、本来認証には含まれていない管理区画も訪ねた。

2.5. 訪問した森林管理区画(FMU)のリスト

FMU 名	選択の理由
打井川東イノ又山（町有林）	間伐施業中
希の川	昨年 of 施業地
市の又	皆伐再造林地
中津川国有林	非認証林、皆伐後クスギが萌芽更新
希ノ川宮ノ谷（町有林）	町有林、間伐施業中、施業路開設中
	ヒノキ皆伐後の栗の人工林
井津井谷	結の森記念碑

3. 組織の背景情報

認証林の所在する四万十町大正地区は概ね標高 300～1000 m ほどにあり、四万十川の中流域にあたる。落の多くは四万十川とその支流の河川沿いや台地上にあり、9 割近くの土地は山林となっている。気候は暖温帯で年間平均気温は、15.8 °C、年間平均降雨量は 2253 mm である。夏から秋にかけて雨が多く、最も懸念される災害は台風等による土砂災害である。

組織は、高知県内でもトップの生産量を誇る森林組合である。2007 年に大正町森林組合として FSC FM 認証を受け、その後近隣の市町村との合併により大正町が四万十町となったことで、四万十町森林組合の対象地区のみが FSC 認証を受けている。

組織から生産された認証材は CoC 認証を受けている同組織の集成材工場で加工されている。この集成材工場では集成材の他、それを材料とした家具等の最終製品の製造も行っている。四万十町森林組合は認証以前から文房具メーカーコクヨグループと業務提携しており、コクヨからの支援もあり FSC 認証を取得した。四万十町森林組合は大正地区以外の林地も管理しており、認証範囲には含まれていないが、基本的に同じ管理の仕方をしている。

施業を行っているのは専らスギとヒノキの人工林で、当地では特にヒノキが多い。散在している広葉樹林は生態系保全帯として保全している。人工林では四万十式の作業道開設によりかなりの高密度（100-150 m/ha）で路網を整えて管理をしている。自伐林家は以前はいたが、高齢化が進み、現在はほぼいないとのことだった。

4. 評価の結果概要

4.1. 特定された指標の問題点

指標番号	問題点	指標に対する提案
1.5.1	該当する「法令に従い必要な書類」がないと考えられる	該当する「法令に従い必要な書類」がないと考えられるため、指標を削除してはどうか？
1.6.1	これまで苦情はないが、敢えてあげれば隣接土地所有者、漁協程度となる。協議のうえで紛争解決手順を作成するというのは当地域では現実的ではなく、逆に不審がられる。。 少なくとも一般的に苦情処理手順の中で、自然と利害関係者との話し合いがもたれる仕組みになっている。	「影響を受ける利害関係者*との慣習に合った*方法での協議*により作成され」た紛争解決手順というのは不要では？ 単純に紛争解決手順がある。でよいのでは？
1.7.1	[いかなる贈収賄行為にも関わらないことを謳った方針]は FSC P&C 遵守の方針書とは別に ある必要があるのか？	日本では一般的ではないと思うが、日本の企業や団体が現実的にそのような方針を作成し公開できるか。「FSC の原則と規準を順守している」というだけでは不十分と思われるため、明確なガイドラインが必要。
2.1.3	人によっては「公式及び非公式な」が団体交渉にかかると読み取られていた。	「公式及び非公式な」が「団体交渉」にかかるとも読めるため、日本語の表現を修正したほうがよい。
2.1.4	正式雇用するにはある程度の期間(試用期間の3か月程度)従事していることが必要ではないか。数日の従事では対象とならない。外国人研修生を念頭に入れているのであれば、現在林業が対象となっておらず、また研修生は法律上雇用できないため、現在では該当しない項目である。具体的事例が出た段階で入れてはどうか。なお、国籍による雇用機会の不平等については別な指標でも検証できると思われる。「ボランティア」が入ると誤解を招きやすい？	この指標は削除されては？ 5 年後の基準見直し時にもし外国人研修生が不利益を林業でこうむっているような事態があった場合に導入を検討されてはどうか？
2.3.7	度数率、強度率が全国平均より高い場合、何をもって不適合を解除とするのか。重大な不適合となった時、3 か月で何をもって解除としていいのか。 単なる数字の比較だけでは難しい。伐採をあまりしていない、人数が少ない事業体では労災件数は少なくなり、積極的に伐採している、人数が多い事業体では多くなる。一概に度数率、強度率での比較は難しい。	比較することが妥当であることが確認できるまでは厚生労働省の労働災害統計との比較で全国平均より低いというのは努力目標としてはどうだろうか？
2.5.1	2.5.1 「該当する」項目についての教育訓練を行う、という説明が必要。例えば先住民がいない地域では先住民に関する教育訓練は必要ない。※アイヌ民族部分は本州以南で該当しないことを明確にする必要があるのでは？ 2)については FSC ジャパンからのガイドラインがあるとよい。	現在「以下の項目が適切に行われるよう、」→修正案 「以下の「うち該当する」項目が適切におこなわれるよう、」 ※アイヌ民族部分は本州以南で該当しないことを明確にする必要があるのでは？ 2)については FSC ジャパンからのガイドラインがあるとよい。

	13)については、5.1 が適用となる場合には必要、と書いた方が分かりやすい。	13)については、5.1 が適用となる場合には必要、と書いた方が分かりやすい。
2.5.1	「13)効果を謳っている」というのが基準5の附則 C での審査を受けていることだということを明確化しないと、一般の方(CH)が読んでもそのことが伝わらない可能性が高い→指標の表現を編集してはどうでしょうか？	「13)効果を謳っている」というのが基準5の附則 C での審査を受けていることだということが明確になるよう表現を編集されては？例えば、長いですが、 「指標 5.1.3により組織が生態系サービスに関して FSC の広告宣伝を行う場合は、効果を謳っている生態系サービス*の維持、向上に関する活動の実施」など。
2.5.2	上記 5), 6)に含まれているので、追加で何を確認すべきなのか不明。 これがあえて追加になった背景は？ 通常の教育の検証では何か不足するのか？	この指標は削除してもよいのではないだろうか？
2.5.2	「危険を伴う作業」の定義は？ 現場感覚だと係木の処理などは危険を伴うとを感じるが、通常の伐採は危険ではあるが、とりたてて「危険を伴う」ということでは、そういう感覚はない(組合長)。	「危険を伴う作業」の定義を明確にする必要があるのではないだろうか？
4.1.1	四万十の場合、「地域社会」=大正地区 (Not 四万十町全体、あくまで四万十町のなかでも scope のある大正地区。大正支所の職員も大正地区出身者が多い。地元の人、当事者(CH)の感覚を尊重したい。第三者として彼らの言動を3日間みつめていても、四万十町全体より大正地区の方があっているのは肌感覚で伝わってきた。) CH の「地域社会」の感覚を尊重するのが適切な感覚がある。 よって今の国内指標の「管理区画*内での活動が認められている団体と個人及び管理活動により直接影響を受ける同一市町村内や下流域の団体と個人」という表現だと、同じ市町村すべて特定しなければならないような暗黙のプレッシャーが働き、CH の感覚と合わない気がする。	「(存在する地域社会*及び管理活動により影響を受ける地域社会*を特定している。)」程度でどうだろうか？ また例示はもともとの Community の定義の範囲内にとどめた方がよいのでは？
4.1.2	日本においては暗黙の了解で昔から山菜採りができることなどは決まっていて、協議すること自体が慣習にあってない、不自然。	指標から「での協議」を削除することを提案。
4.2.1	「慣習に合った*協議*を通して伝えられている」というのは日本の慣習に合わない。	「・・・意見を受け入れる窓口が設定されている」程度でよいのではないのでしょうか？

	CHの電話番号等は調べようと思えば調べられる(例えば、ネット、行政、)ので本当に意見を言いたければ意見は言える。 また、過去に自然とそういった意見は地域社会の住人から電話がかかってきて対応がされた実績があるので不自然な指標を設定する弊害(日本基準といいながら、日本の慣習に合っていない基準)の方が大きいのでは？	
4.2.2	指標の文が分かりにくい。	地域社会*が実施する活動を管理するための法的*及び慣習的な権利*は組織*により侵害されていない。
4.2.4	FPICについてことさら書かなくても地域で問題を抱えてCHがまともに機能することは無理であるから大きな問題にはならないはず。すでにCHも地域社会もわかっている、尊重している権利について今更FPICをやり直すこと自体が不自然。 例えば山菜採取は地域の人々が自由に採取しており、施業地の山菜について権利を申し立てる慣習はないことから、該当しない。水利権は、土地所有者への確認後、水の使用者に事前に確認をすることは可能である。	「地域社会*が持つ権利へ影響を与える森林管理活動の実施前に、必要に応じ、その森林管理活動に対し、影響を受けるものに同意を得ている。」としてはどうか？
4.4.1	「地域社会やその他の関係機関との慣習に合った方法での協議を通じて」というのが組織によってはそぐわないかもしれない。個人林家や私企業にとってはさらに難しい。例えば森林管理を請け負っている事業体などは地域社会全体ではなく、請け負っている森林所有者(一部の地域住民)との協議はしているが、それをもってこの協議と言っているのか？よいのであればこのままでよいが、それではNGというのであれば、この指標の協議が日本の現状にそぐわない。	削除または努力目標とするのが適当ではないだろうか？
4.6.1	手順を認知まではそぐわないのでは？地域社会は組合の誰かに言えば処理されることは分かっている。 1.6との違いが分かりにくい。(詳しく見れば法的な問題とそれ以外と読み取れるが)	・「利害関係者」→「地域社会」に戻しては？(利害関係者の方が地域社会より広範囲になり、不用意に要求事項を拡大する必要はないと考える) ・手順の内容まで認知させることは必要ないと思われる。問い合わせ窓口を知らせればよいのでは。確実に苦情が処理される手順は別な指標で担保される
4.8.1	指標だけだと、具体的な該当事例がCHにとってはイメージしづらいのでは？	事例がある方が、CHは分かりやすいのでは？指標に含める必要はないと思うが。

5.1.3	日本で該当するのは J-VER/フォレストストック、森林セラピーなどのレクリエーション、水の販売くらいではないか。それぞれに対する具体的ガイドラインがないと認証取得者にとってはなにを準備すればいいのかわからない。 原則5附則 C Ⅰ一般指標1)xiv 炭素貯蔵について地域社会と協議するというのはそぐわない。例えば水ならば水利権を持っている地域住民との協議は必要と考えられるが。ケースバイケースの判断ができるようにした方がよいのではないか？ 水という商品を FSC 認証にするのであれば D 水源涵養機能で評価するのではなく、水の NTFP チェックリストに基づく審査が必要では？ どのようなときに附則 C が該当となるか、例示がある方がわかりやすいかも(指標に入れる必要があるかどうかは別問題)	1. J-VER/フォレストストック、森林セラピーなどのレクリエーション、水の販売についてどう対応すべきか具体的ガイドラインを作成すべき。 2. 原則5附則 C Ⅰ一般指標1)xiv で例えば炭素貯蔵について地域社会と協議するというのはそぐわない。例えば水ならば水利権を持っている地域住民との協議は必要と考えられるが。ケースバイケースの判断ができるようにした方がよいのではないか？ 3. 水という商品を FSC 認証にするのであれば D 水源涵養機能で評価するのではなく、水の NTFP チェックリストに基づく審査が必要だと考えられる。どのようなときに附則 C が該当で、どのような場合だと NTFP チェックリスト対象となることを、明確にしておいた方がよいのではないだろうか？
5.3.1	安全装備が注記の事例に入っていない。	安全対策を例に入れては？
5.3.2	なぜ今の案は「好影響に伴う便益」でなく「好影響」を特定になってしまったのだろうか？ 原則5は便益のことだからこのフォーカスを保った方がわかりやすいのではないだろうか？ また国内指標案に「便益」という言葉が出てこないのに最後に注釈「また、便益は必ずしも定量化しなくてもよい。」があるのはおかしい。	1.「便益は必ずしも定量化しなくてもよい。」というのは○。残してほしい。 2.「好影響は」→「好影響に伴う便益は」はまで戻して(IGI に戻す)はどうだろうか。
5.5.4	日本全体で皆伐、再造林が難しい状況にあるので、「具体的取組」というのをどう評価するのか。結局、どの認証取得者でも、長伐期施業を行いながら可能な場所から皆伐を行っている、という評価しかできない。努力目標としては好ましいが指標として入れる必要はないのではないか。 長期にモニタリングしないとその取組が有効なのかは検証しがたい。この指標の意義は理解できるが、検証の難しい指標を作って運用しても運用効果が形式的なものになってしまうのではないだろうか？	指標をなくすか、「長期的収益の安定を目的とした取り組みを実施している、または計画している」などの表現に変えることを検討してはどうか？
原則 5 附則 C		生態系サービス*の維持と向上についての FSC ガイドランスの発行予定はいつだろうか？ 次の指標案発行時点での予定だけでも記載できないだろうか？

6.1.1	1. 用語として「多面的機能」には木材生産も含まれるため、environmental values に忠実な「環境価値」の方がよいのかもしれない。 2. 注で例示があるが、現状だと P5 と P6 のニュアンスが異なることが伝わりにくいのでは？具体的な利益がある、ないにかかわらずの Value が P6 であるということが明確に伝わる工夫があるとよい。英語の Environmental values の定義の中の事例を注記に引用されては？ 3. 前回フィールドテスト同様、元の IGI の方が分かりやすい。「評価している」ではなにをすればいいのかよく分からない。	1. 多面的機能という訳ではなく environmental values に忠実な「環境価値」の方に用語を変更することを検討されてはいかが？ 2. 注記での例示は英語の Environmental values の定義の中の例を引用されては？ 3. 情報源の例示があるのは指標の使い手にとっては有用と思われ、残してほしい。 4. 元の IGI の表現に戻したほうがよいのではない。
6.2.1	四万十町森林組合としては注は現状のままあったほうが分かりやすいというご意見だった。環境影響評価の定義には社会的影響まで含まれている。環境価値の定義には景観的な価値も含まれている。これらも合わせて影響評価を行うことが必要か。ただ例で挙げてある「レクリエーション機能への影響」は不要では。逆に「景観への影響」を含んでいいのでは。	例示の内容を環境影響の定義内に収まるように整理し 「文化的価値への影響」及び「レクリエーション機能への影響」というのをやめ、「景観への影響」というのを入れてはどうか？
6.5.1	原生自然状態が「自然生態系」にあたると解釈するのであれば、国内指標は「原生林」と書いてある方が解釈が統一される。「自然生態系」だと広葉樹二次林が含まれるようにもとらえられる。二次林のほぼほとんどでは施業は実施されず天然の流れに任せて生育・存在している。 「自然生態系*または自然状況*下で安定して存続する自然生態系」の解釈が違うのでは？日本では山村に多くみられる広葉樹主体の二次林を指すのではないだろうか？ 今の指標案は Natural conditions/native ecosystem と Natural forest を混同されているのでは？ Natural conditions/native ecosystem: For the purposes of the Principles and Criteria and any applications of restoration techniques, terms such as ‘more natural conditions’, ‘native ecosystem’ provide for managing sites to favor or restore native species and associations of native species that are typical of the locality, and for managing these associations and other	「自然生態系*または自然状況*下で安定して存続する自然生態系」に広葉樹二次林を含めるか否かを明確にすべき。

	environmental values so that they form ecosystems typical of the locality. Further guidelines may be provided in FSC Forest Stewardship Standards (Source: FSC 2011).	
6.5.4	6.5.の焦点が広葉樹主体の二次林という前提で、日本において二次林の保全に問題があるというのではないのでは？ また、この指標の設定だと、かなり主観的に判断せざるを得ない指標では？	この指標はなくてもよいのでは？
6.5.5	保全＝禁伐ではないということを明確にしてほしい。多くの CH が保全＝禁伐と誤解されている。 グループの場合は全体でよいことを明記してほしい。 林業目的の組織はそもそも保全は自らの商売の目的としていないので10%確保が難しい CH もいるかも知れない。 場合によって10%を確保できない場合は FSCJP が個別に事情を聞き取り判断する、ということにしてもよいかもしれない。	1. 保全＝禁伐ではないということを注記などで明確にしてほしい。 2. グループの場合は全体でよいことを明記してほしい。 3. 林業会社などそもそも人工林を主体に管理しているところなどは、正当な理由があって10%確保できない場合もあり得るため、FSCJP が個別に事情を聞き取り判断する、ということにしてはどうか？形だけ広葉樹二次林を認証範囲(施業受託範囲)に含め、実態としてそこでは施業はしない、モニタリングのみ、ということなら、あまり10%の意味もないのでは？
6.6.3	「自然生態系」の用語を前と合わせてどう定義するか。ここでは原生状態のみを言っているとは考えにくい。 「種の多様性や地域個体群は維持」は、無理な移入をしていなければ適合と判断してよい。多様性や地域個体群の具体的な定量評価(遺伝子解析等)は必要ないことをガイドライン等で示したほうがよい。遺伝子レベルのデータなど通常 CH で持っていないし、日本各地に遺伝子レベルでの調査が進んでいるとは思えない。	1. [自然生態系]に「広葉樹二次林」を含むのかどうか明確にしてほしい。 2. 「地域個体群」について定量評価をしなくてもよい旨明記してほしい。
6.7.1		ここの注意書はイメージつかみやすくしてよいので残してほしい。
6.7.2	「以前の管理者や第三者に責任があるものも含め」とあるが、CH に責任のないものまで「実施されている」ことを求めるのは理不尽なケースはないだろうか？ 例えば上流の農地で大量の農薬が播かれて水質が悪化した場合、たまたまその下流の森林も管理していたとして、その水質改善のための活動を実施しなさい、というのは求め過ぎではないだろうか？	自分に責任がない場合は「可能な範囲で実施する」、程度の表現にしてはどうか？

6.7.3	太田先生：水域と水辺空間との接続性は結構重要なポイント。これを残す、残さないは検討したほうがよいのではないかな？	この指標は残してはどうか？ なお、今の 6.7.2 案 (6.7.3 と 6.7.4 組み込みバージョン)だと水域と水辺空間に関する内容は消えているのではないだろうか？
6.7.4		6.7.2 と同じ。 以前の管理者や第三者による水質及び水量の劣化に対する措置を CH に求めるのは場合によっては理不尽なことが考えられるため、努力目標にしてはどうか？
6.8.1	保安林の皆伐上限が 20ha なので、20ha 程度までであれば影響はないと国は判断していると思われる。その程度まで認めていいのではないかな。皆伐面積による影響については研究事例が見当たらない。土砂災害防止への配慮は必要。土砂災害が頻発していないというのを妥当性の根拠としてもよいかもしれない。	注釈で皆伐面積の上限の目安と根拠を記載したほうが良い。例えば、「保安林機能が損なわれないと一般的に判断されている、保安林の皆伐上限面積が目安となる」など。
6.8.2	資源管理者など、もともとの認証範囲が間伐期の人工林主体のような CH の場合、この指標でいう「復元」は困難なケース、また困難でないにしてもかなりの長期間かけないと復元不可能なケースが想定される。	「復元に向けた取り組みが、個別の妥当性に応じて実施されている」等の表現に変更してはどうか？
6.9.1	道路建設・拡幅、鉄塔整備、駐車場整備などで林地を提供するのに協力することはできるといことが明記される方がよい。 社会の一員としてこれに協力できないのは FSC の理念に反することになると考えられる。	公共性の高い用途に転換することは可能であることが明記される必要があるのでは？
7.2.3	他の原則と基準で文書が確認されていれば、ここで改めて確認する必要はないのではないかな。附則 E は再確認的な意味合いにとらえない。	削除してはどうか。
7.3.1	どの程度の目標数を設定すればいいのかが不明。認証取得者が自由に定めていいのかが。附則 G のモニタリング項目に沿ったものにすべきか。その場合でもすべてに達成目標が必要とは考えられない。 7.1.2 で具体的な管理目的を定め、それを検証するための目標設定なので、7.1.2 での管理目的を明確に定めることが必要である。	どの程度の目標数を設定すればいいのかを明確にすべき。
7.6.1	1) は利害関係者と一緒に解決手順を作成するのは日本では不自然。→削除されては？ 2) 福利厚生—日本では会社が一方的に決めているのが多い。労働条件とした方が原則 2 との整合性がとれるのでは？ただし、そうすると労働者と話し合っている組織は少ないのでは？	1) 削除されては？または「手順を周知する」ではどうか。その場合、「大規模組織」「小・中規模組織」という区分けは外してもよいかもしれない。 2) 福利厚生ではなく労働条件とした方が原則 2 との整合性が取れるのでは？ただし日本の CH で労働者との話し合いで決めている組織は少

	3) 権利、場所、影響については日本のコンテキストでは不自然→削除されては？ただし、水利権については確認は必要。 先住民と HCV は STHD 関与必要。	なく、就職時に同意する、というような感じではないだろうか？よって労働条件に労働者が同意している、といった表現の方がよいのでは？ 3] 権利、場所、影響については日本のコンテキストでは不自然→削除されては？ただし、水利権については確認は必要なので、その点は残してもよいのでは？
7.6.1b	利害関係者だと対象が広すぎて現実的でないのでは？どこのだれにとってどういう点が興味のあるポイントなのか、そもそも関心があるのか、測り難い。地域社会なら普段からやり取りがあるから、わかりやすいし、実際に今も連絡をとっている。	7.6. 1bは利害関係者でなく地域社会にしてはどうか？
7.6.2	1)のカッコ書きはももとの IGI では認証取得者側の窓口についての話である。国内指標案では利害関係者側の窓口の話になっている。国内で認証取得者の連絡先を別にたてるケースはないので、削除すべき。 4) 議事録、会話記録の内容を相手に承認を求めるのは不自然で現実的ではない。 5) 協議結果の共有は口頭であれば可能。書面で渡すのは文化的にそぐわない。	1)のカッコ書きは混乱を招きそうなので削除してもよいのでは？ 4)5)CH が口頭で承諾を得て、記録は CH が保管するので OK という要求事項に修正しては？
7.6.3	CH の感覚からするとこういう指標が設定されるのは気味が悪いというか、なんで部外者の意見を聞き入れないといけなのか？と身構えてしまう可能性は大。但し、この指標では意見を何が何でも受け入れなければ位ならないというところまでは言っていない。(が、CH の方でそこまで誤解する可能性は大いにある)	この指標の「関心の高い者」は「利害関係者」の一部に該当するであろうから、単純に「利害関係者」に置き換えても差し支えないのでは？その方がシンプルでは？ また「利害関係者や機密情報を考慮の上」→単純に「情報の機密性を考慮の上」にできるのでは？
8.2.1	附則 G 注:労働者*の離職率(定着率)や労働条件、満足度を指標としてもよい。 というのは削除しては？という意見もある一方でイメージを掴みやすくするために記載したのではないかと、とも思われる。 P136 長期的な財務計画→中長期的な財務計画 のほうがよい。長期の財務計画は難しい。	1. 附則G「注:労働者*の離職率(定着率)や労働条件、満足度を指標としてもよい。」は削除してはどうか。 2. 「xxi.長期的な経済的な継続性*。(基準* 5.5)」のモニタリングは年次審査での検証は難しいのでは？それこそ何十年にわたってモニタリングしないとわからないのでは？もし単年度または数年程度でモニタリング可能なのであれば例を記載してほしい。
9.1.4	5 年に一度の見直しの頻度を設定してもらったのは明確になってよかったと思う。何となく更新のタイミングで見直しはかけてもらってはいたが。	
9.2.2	「関心の高い者」は先出の「利害関係者」に含まれるので不要では？	「関心の高い者」を削除してはどうか。
9.3.2	「科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、HCV*の脆弱性や繊細さが不明な場合	指標を削除してはどうか。

	においても」9.3.1 で検証済みでは？この指標 なくてよいのでは？	
9.4.1	関心の高い者」の議論は先出（利害関係者の 一部であり、改めて記載する必要なし）	「関心の高い者」を削除してはどうか。
10.9.1	「台風はイメージを掴みやすいが、被害・災害 の原因、Not 被害。 土石流を追加されては？」太田氏	「台風はイメージを掴みやすいが、被害・災害の原 因、Not 被害。 土石流を追加されては？」太田氏
10.11.5	山林の経済的価値が低下していないことを審 査の場で判断することは困難。 針広混交林化をめざす森林では優勢木だけ切 って劣勢木を残すことがある。この場合不適合 とは言えない。目的に応じた伐採になっている かを確認することが必要。指標の再検討が必要。	「継続的に一斉人工林として管理する生産林で」と いうような条件を限定する文言を文の頭に持って きてはどうか？

4.2. 全体的コメント

（手間や時間のかかり具合、指標の具体性、明確さ、規模・強度・リスクについて、別のガイドラインの必要性など）

細かい点については各指標の意見を参照していただきたいが、全体として再検討が必要な項目が多数あることが確認された。国内指標の再検討後、実効性を確認するために、再度フィールドテストを実施したほうがよいかもしれない。

